

【大阪市 行政代執行 報道提供資料】

OSAKA CITY
大阪市

English 한국어 中文 Français Español Português 国際機関サイト

サイトの使い方 サイトマップ 読上げ・ふりがな お問い合わせ 文字サイズ 大 中 小

サイト内検索 検索 検索ヘルプ

総合 市民の方へ 事業者の方へ イベント・観光 市政 組織一覧

[大阪市総合トップ](#) [報道発表資料一覧](#) [都市計画局報道発表資料\(2013年11月\)](#)
 【報道発表資料】老朽危険家屋について行政代執行を実施します

報道発表資料 老朽危険家屋について行政代執行を実施します

[2013年11月15日]

問合せ先:都市計画局 建築指導部 監察課(06-6208-9310)

平成25年11月15日 14時発表

本市では、長期間適正に維持管理されることなく放置され、倒壊等の危険性のある老朽危険家屋について、建築基準法に基づき所有者等に対し是正指導等を行っておりますが、このたび、著しく保安上危険で第三者に危害を及ぼすおそれのある2件について、行政代執行を実施します。

(参考)建築基準法に基づく是正指導の状況

通報・相談のあった老朽家屋の件数 平成20～24年度の5年間で約560件
 うち 是正が完了したもの(全面解体や部分除去など)約260件
 是正指導中 約210件
 所有者の調査中(不明含む) 約90件

行政代執行の概要

(1)城東区新喜多の住宅(長屋)

屋根や外壁の崩落によって、建物全体が道路側へ倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には前面道路への影響だけでなく、前面道路沿いに通っている鉄道敷にも影響を及ぼす可能性があるため、建築基準法第10条第3項に規定する「著しく保安上危険な建築物」に該当するものとして、所有者に対して必要な措置を講ずるよう期限を定めて命令を行いました。期限を経過しても、いまだ危険回避のための何らの措置も講じられていません。

このため、本市としては、建築基準法第9条第12項の規定に基づき、危険回避のために、行政代執行により木造2階建ての地上部分の解体撤去を行います。

- ・撤去期間(予定) 平成25年11月25日(月曜日)から平成25年12月6日(金曜日)
作業時間 午前9時から午後5時まで

- ・位 置 地名地番:城東区新喜多1丁目31番地8、32番地4、32番地5

住居表示:城東区新喜多1丁目4番23号、4番24号

- ・用 途 住宅(長屋)
- ・構造・規模 木造2階建

建築面積:約 60平方メートル
延べ面積:約120平方メートル



(2)西成区千本北の住宅(長屋)

屋根や外壁の一部が崩落し、屋根瓦に全面的にずれが見られ、このまま放置すると屋根瓦の落下等により通行人等に危害を及ぼすおそれがあり、所有者に指導するために調査を行いました。所有者の所在が判明しませんでした。

このため、本市としては、建築基準法第9条第11項に規定する「過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反する」に該当するものとして、必要な手続きである公告を経たうえで、道路側への屋根瓦等の落下を防ぐため、代執行(簡易代執行)により落下の恐れのある部分の除去及び銅板塀による囲い込みを行います。

- ・工事日時(予定) 平成25年12月12日(木曜日)午前10時開始

- ・位 置 地名地番:西成区千本北2丁目13番地21
住居表示:西成区千本北2丁目17番36号

- ・用 途 住宅(長屋)
- ・構造・規模 木造平屋建

建築面積:約24平方メートル
延べ面積:約24平方メートル



行政代執行に至るこれまでの経過及び今後の予定

(1)城東区新喜多

- ・平成17年10月～平成25年8月
区役所より通報を受け調査を開始。

義務者に対し、「是正勧告書」等の文書や口頭により再三に渡り指導(※1)を行うが、義務者に指導に従う意思が認められず。

・平成25年8月

建築基準法第10条第3項に基づき除却を行うことを命令(※2)すべく予告通知(※3)を行う。

・平成25年8月

建築基準法第10条第3項に基づき除却を行うことを命令(※2)する。(命令期限 30日)

・平成25年9月

上記命令の期限を経過しても必要な措置が行われなため、行政代執行法に基づく戒告(※4)を行う。
(戒告期限 30日)

・平成25年11月

戒告の期限内に措置を履行しないために、代執行により解体に着手する旨の代執行令書(※5)をもって通知を行う。

・平成25年11月25日(月曜日)

行政代執行着手(※6)予定(完了予定12月6日(金曜日))

・平成25年12月以降の予定

義務者から代執行に要した費用を徴収する。(※7)

(2)西成区千本北

・平成24年6月

老朽危険家屋の通報・現地調査

・平成24年6月～平成25年9月

登記簿、固定資産税課税情報等による所有者調査

・平成25年11月

建築基準法第9条第11項に基づき、道路側へ屋根瓦等が落下しないように鋼板塀等による囲い込みを期限までに行うこと及び期限までに措置をしないときは、大阪市長が、所有者または管理者の負担において措置を行う旨公告(※8)を行う。

・平成25年12月12日(木曜日)

公告の期限内に措置が履行されない場合は、建築基準法第9条第11項に基づく簡易代執行(※8)を実施予定

・平成25年12月以降の予定

所有者が特定できれば、所有者から代執行に要した費用を徴収する。